

港湾法の一部を改正する法律案要綱

第一 港湾における脱炭素化の推進

一 定義

船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設として、船舶のための給油及び給炭の用に供する施設等以外の船舶のための動力源の供給の用に供する施設等を追加するものとする。

(第二条第五項関係)

二 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(三の1の(2)において「基本方針」という。)を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとする。

(第三条の二第三項関係)

三 港湾脱炭素化推進計画

1 港湾脱炭素化推進計画の作成

(1) 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため

の計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができるものとする。

(2) 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならないものとする。

(3) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に港湾における脱炭素化の促進に資する事業等に関する事項を定めるときは、あらかじめ、当該事業の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならないものとする。

(4) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項等を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならないものとする。

(5) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣等に送付しなければならないものとする。  
(第五十条の二関係)

## 2 港湾脱炭素化推進協議会

(1) 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会（(2)及び(3)において「協議会」という。）

を組織することができるものとする。

(2) (1)の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、港湾脱炭素化推進計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないものとする。

(3) 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第五十条の三関係)

### 3 港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例

第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項等が定められた港湾脱炭素化推進計画が1の(5)の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る施設についての同項の規定による認定等があつたものとみなすものとする。

(第五十条の四関係)

### 4 脱炭素化推進地区

(1) 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するため必要があると認めるときは、分区の区域内において、当該目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする一又は二以上の区域（(2)において「脱炭素化推進地区」という。）を定めることができるものとする。

(2) 脱炭素化推進地区の区域内においては、港湾管理者としての地方公共団体は、条例で、当該分区に係る第四十条第一項の規制を強化し、又は緩和することができるものとする。

（第五十条の五関係）